

広島市 農業委員会だより

令和8年冬号(50号)

発行：広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

阿戸町に特産品を ~永木聡さん(安芸区阿戸町)~



永木さんは、大学で発酵食品の醸造学の講義の一環で、農家の方々と交流したことがきっかけで農業に興味を持ち、将来は農業をしたいと思ったそうです。

大学卒業後は、一旦広島の実業に就職し、発酵微生物の研究をされていましたが、柑橘をやりたいと思い、JA広島果実連で柑橘の技術者を3年間務められました。

そうした中、就農している大学の同級生から“ひろしま活力農業”経営者育成研修の制度があることを聞き、研修生となり令和4年に就農されました。屋号は、「安芸きりんファーム」とし、ロゴは動物園の飼育員である妻の提案だそうです。

現在は、ビニールハウスで主に小松菜を栽培し、露地ではナス、玉ねぎ、ホウレンソウなどの栽培も併せて行い、市場や産直市などに出荷されています。

令和7年からは、以前に柑橘に携わった経験を活かし、イチジクの栽培も始めたそうです。接ぎ木には、病気に抵抗性のある台木を使い、試験ほ場として約500㎡の栽培を手掛け、順調にいけば規模を拡大しようと意欲的です。

また、ソルゴーなどの緑肥による代替堆肥の可能性や酵母菌や納豆菌の発酵による土壌改良、米作り後のホウレンソウ栽培、イチジクの試験栽培など、様々な品目や栽培方法にチャレンジされています。

今後はイチジクを有力候補の一つとして、阿戸町の新たな特産品の開発に挑戦していきたいとお話されました。

今後の一層のご活躍を期待しています。

(取材：山縣 由明 農業委員)



会長 福島 幸治

新年のごあいさつ

皆様、あけましておめでとうございます。
日頃より、農業委員会の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

先般、国において策定された「食料・農業・農村基本計画」では、食料の安定供給、農家の所得向上、環境と調和のとれた食料システムの確立、総合的な農村振興や中山間地域等の振興などについて推進するとされています。

当農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地域や関係者と協力しながら、守るべき農地の把握や就農者への農地あっせん及び就農後の支援など地域に根差した活動に取り組んでまいります。

今後とも、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



「令和8年度広島市農政に関する意見書」を広島市長へ提出しました。

農業委員会では、令和7年10月31日、福島会長ほか8名の農業委員・農地利用最適化推進委員が、農業委員会等に関する法律に基づき松井市長に「令和8年度広島市農政に関する意見書」を提出しました。

また、同日、八條広島市議会議長に対して、支援要請も行いました。この意見書は、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）等に関する施策について、具体的な意見を提出するもので、その内容は次のとおりです。



1 農地の利活用について

地域の農地の適切な利用を推進するため、活用すべき農地の利活用の取組に対する支援の強化を行うこと。

農業者の高齢化や減少が急速に進み、農地の保全等を含む集落活動が衰退しており、荒廃農地の増加等が問題となっている。こうした背景の中、市は、令和7年3月末に地域の将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を策定した。農業委員会は地域や関係者と協力しながら、農地調査による守るべき農地の把握や、就農者への農地あっせん及び就農後の支援などに取り組んでいるところであるが、地域計画の実現に向けて、市にはより一層、農地の利活用につながる対策を促進させることが求められている。

地域の現状として、農地の利活用は、今や個々の農業者の活動だけでは困難となってきている。そのため、農業者はもとより、非農家を含む協同労働団体などの地域団体等が、農地として保全・管理するための耕作放棄地対策や、農地の利活用に関する補助事業を積極的に活用し、活動できるよう支援の強化を図っていく必要がある。

2 多様な担い手の育成・支援について

営農が継続できる支援を行うとともに、農業に対する市民理解の醸成を図ること。

昨年の秋以降、米の販売価格が高騰するなど、農産物価格への消費者の関心が高まる中、国においては、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた食料システム法を創設するなど、コストの把握や見える化を促進しているところである。

農業者が営農を継続するためには、自らの努力によるコスト削減に取り組むことが必要であるとともに生産に係るコスト等を適切に価格へ転嫁し、尚且つ、消費者である市民も納得する合理的な価格を形成することが大切である。

そのため農業委員会においても、先進地視察による農業者のコスト削減につながる取組の事例紹介や、食農活動、広報誌「農業委員会だより」を通して農業者の情報を市民に伝えることにより、地産地消の大切さを広く周知し市民の農業に対する理解を促進してきたところである。

今後さらに、作業の効率化や省力化が図れるスマート農業等新技術の導入を推進するなど農業コストの削減に資する取組への支援と地産地消の大切さや生産現場の実情等を知ることができる場の提供、消費者の理解が得られる様々な場面をとらえたより効果的な情報を発信し、市民の農業への理解の醸成を図ることの両方を進めることが重要である。

3 有害鳥獣対策の強化について

深刻化している鳥獣被害の軽減のため、有害鳥獣対策の強化を図ること。特に、シカの捕獲の強化を図ること。

市は、防除、駆除、環境整備の3手法で有害鳥獣対策に取り組んでおり、特に近年は、捕獲した有害鳥獣の焼却施設までの運搬等を民間事業者へ委託する「有害鳥獣駆除捕獲物処理事業」や、地域住民が主体的に取り組む対策を支援する「地域で取り組む有害鳥獣対策事業」など、市独自の取組により成果を挙げているものの、依然として農作物の鳥獣被害は深刻である。

特に、安佐北区を中心に生息頭数が増加しているシカについて、国では、シカの生息頭数を半減することを目標として取組を進めており、農業委員会においても、農業委員や農地利用最適化推進員の活動の中で、有害鳥獣対策に係る制度の普及啓発を図っているところであるが、被害を減少させるまでには至っていない。

そこで、今後、更に捕獲を進めていくために、例えば、森林環境譲与税を活用してシカの捕獲に対して報償金を増額することが考えられる。また、捕獲の増加を図るために、「有害鳥獣駆除捕獲物処理事業」により止めさしや運搬と併せて、ジビエへの利活用を積極的に進めていくことが必要である。

農地賃借料情報

過去1年間に契約・公告された農地の賃借料について、下表のとおり情報提供します。

なお、この賃借料は、あくまでも目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者でよく話し合いのうえ決めてください。

令和7年1月から令和7年12月までに契約（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アール当たりの年額）

区 域	区 分		平均額	最高額	最低額	データ数
広島市全域	田	基盤整備地域	14,100円	26,000円	5,200円	114
	田	未整備地域	11,600円	20,000円	4,400円	248
	畑	全地域	9,900円	16,000円	3,600円	29

農地等の相続税納税猶予制度について

◆農地等の相続税納税猶予制度とは

相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、相続人自らが農業継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

◆猶予税額の免除

納税猶予を受けた特例農地等について、次の場合は猶予税額の納税が免除されます。

- (1) 相続人が死亡した場合
- (2) 生産緑地地区を除く市街化区域内の農地で、相続税の申告期限から20年間農業を継続した場合
ただし、市街化区域以外及び生産緑地地区では、終身の営農継続が必要です。
- (3) 農業後継者に対して、生前一括贈与をした場合

◆納税猶予の取り消し

納税猶予を受けた特例農地等について、次の場合は、猶予は取り消され、相続税及び猶予されていた期間の利息を支払わなければなりません。

- (1) 任意に手放したり、転用したり、相続人以外の人が耕作することとなった面積が全面積の20%を超えた場合
- (2) 3年ごとの継続届出書を税務署に提出しなかった場合
- (3) 耕作を放棄した場合

特例農地等の20%以内を任意に手放したり、転用したり、相続人以外の人が耕作するようになった場合には、その部分に対する相続税及び利息を支払うことになります。

ただし、障害や疾病などの理由で営農困難時貸付けを行った場合には、税務署へ一定の手続きをすることで、猶予が継続されます。

◆納税猶予を受けるための手続き

相続税の納税猶予を受けるためには、相続人からの証明願に基づき、農業委員会が発行する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要です。

この適格者証明書は、現地調査等の審査の後、農業委員会の定例総会（毎月5日頃）に諮り交付することとなります。（現地調査の結果、証明書を交付することができない場合もありますのでご注意ください。）

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで(☎082)568-7755～

農業者年金に加入しましょう！

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満（国民年金任意加入者は65歳未満）の方はどなたでも加入できます。



Interview

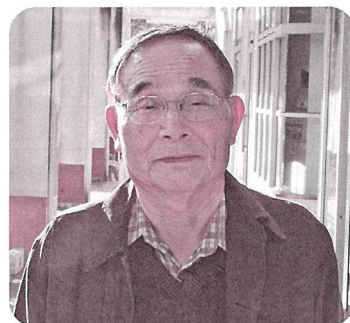
～持続可能な地域と農業をめざして～

農地利用最適化推進委員の取組 鈴木師正さん（安佐北区安佐町小河内）

鈴木さんは、定年退職後に故郷である安佐北区安佐町に帰り、約6反の農地を耕作されています。地元の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」とする。）から、ぜひ、次の推進委員をやってほしいと依頼され、令和4年に就任されました。

安佐町小河内地区は、小河内の中央部から北はある程度ほ場整備がされていますが、南はほとんどされていない状況で、高齢化が進み、耕作放棄地が増えているそうです。

そういった中、代表を務めているNPO法人小河内Oプロジェクトや小河内地区のコミュニティ推進協議会の組織を活かし、地区の農業で一番困っている課題を拾い上げたそうです。その結果を踏まえて、地区でドローン部隊をまとめ、19集落、36haの水田のカメムシやいもち病へのドローンによる防除散布を毎年行っているそうです。また、市街地在住の方の参加者も募った草刈隊を編成し、地域の除草を行うなど、農業への支援活動にも力を入れておられます。



鈴木推進委員（写真左）と共に活動する寺木さん（右）
写真中央は散布用ドローン

さらに、農地を空き家とセットで提供できるようにとの思いから、小河内地区のコミュニティ推進協議会の代表として、広島市で空き家バンクを真っ先に立ち上げられ、全国から問い合わせも多く、現在は空き家を探している状況だそうです。

推進委員として、また、地域の様々な組織の一員としての活動を行い、地区に定住して農業に関わってもらい、あるいは他の地域に居住されている方が地区内の農業に携わってもらえる環境を整え、持続可能な地域や農業をめざして取り組んでいきたいと熱くおっしゃっておられました。

農業委員会では農地の利活用を推進するために農地を巡回し、利用状況等の調査を行っています。

調査へのご理解
とご協力を
お願いします。

1 農地利用状況調査（農地法第30条）

農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を実施しています。

2 農地利用意向調査（農地法第32条）

遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（市街化区域以外）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

みんなで読もう！ 全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。（月4回発行 購読料1か月700円）

15 陸の豊かさも
守ろう



広島市は、SDGsと同じ社会を目指しています。農業委員会の取り組みは、主に上記のゴールの達成を目指します。

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで（☎082）568-7755）～